

第4回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和6年4月15日（月）

場 所 市役所4階 401大集会室

議事日程

議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の
証明願について（申請件数 2件）

報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について
（申請件数 2件）

報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について
（申請件数 8件）

応召委員（13名）

1 番	荻野 光徳	2 番	乙幡 昇治
3 番	峰岸 豊	4 番	山田 伸一
5 番	比留間 望	6 番	宮崎 義憲
7 番	比留間孝明	8 番	大口 貴司
9 番	高橋 文雄	10 番	内野 一彦
11 番	中村眞由美	12 番	川口 広敏
13 番	加藤 武		

職務のために出席 した者（事務局）

事務局 長	前原 光智
事務局次長	井上 ひとえ
事務局書記	比留間 優

午後4時開会

議 長
(加藤 武君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、
誠にありがとうございます。

これより第4回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は全員でございます。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

異議なしと認め、4 番山田伸一委員と 10 番内野一彦委員以上 2 名の方をお願いいたします。

それでは、議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2 件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

議案第 1 号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、2 件ございます。

本件は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号 1 番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成 14 年 7 月 23 日に相続し、前回調査は、令和 3 年 4 月 15 日になります。

申請番号 2 番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、令和 2 年 6 月 28 日に相続し、今回が初めての証明で、適用年月日は令和 3 年 4 月 9 日になります。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。

それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。

8 番
(大口 貴司君)

本日午後 2 時から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2 件あります。

申請番号 1 番の農地でございますが、①の農地は、ネギ、ソラマメが、②の農地は、ネギ、キヌサヤ、タマネギ、ソラマメが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでし

議長
(加藤 武君)

1 番
(荻野 光徳君)

議長
(加藤 武君)

5 番
(比留間 望君)

議長
(加藤 武君)

委員

議長
(加藤 武君)

委員

議長
(加藤 武君)

た。

申請番号 2 番の農地でございますが、①から②の農地は、ネギが、③から④の農地は、キャベツ、ネギ、ダイコン、ジャガイモが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第 1 号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、荻野委員。

1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

はい、比留間望委員。

2 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

他にございませんか。

なし。

御意見等ないようですので、議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

異議なし。

ありがとうございました。それでは議案第 1 号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、報告第 1 号「農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理

事務局
(井上ひとえ君)

について」、2件あります。

事務局より説明いたさせます。

それでは、御説明いたします。

報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、2件ございます。

本件は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、申請番号1番が一般住宅、申請番号2番が共同住宅でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、比留間望委員。

5番
(比留間 望君)

1番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

はい、大口委員。

8番
(大口 貴司君)

2番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、8件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、8件ございます。本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。

転用目的につきましては、申請番号1番・2番・4番が分譲住宅、申請番号3番・5番・6番・7番が一般住宅、申請番号8番が一般住宅・分譲住宅でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

なお、1番、3番、5番、6番の届出地につきましては、私から報告します。

現地を確認して、特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。

他にございませんか。

はい、大口委員。

8番
(大口 貴司君)

2番、7番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議長
(加藤 武君)

はい、高橋委員。

9番
(高橋 文雄君)

4番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議長
(加藤 武君)

はい、川口委員。

12番
(川口 広敏君)

8番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委	員	なし。
議	長	御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。
(加藤	武君)	以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。 これをもちまして、第4回総会を終了いたします。 大変お疲れ様でした。

午後4時10分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和6年4月15日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩